

屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約

第1条(本工事等)

沖縄セルラー電話株式会社(以下「当社」といいます。)は、この屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、屋内配線工事並びに機器等の取付工事及び設定(以下「本工事等」といいます。)を行います。

2. 本工事等の詳細内容については、別紙に定める通りとします。

第2条(本工事等の利用申込)

本工事等の利用を希望するときは、そのことを当社の指定する方法により、当社に申込みをしていただきます。

2. 前項の規定に係らず、別紙に該当すると規定がある場合はこの限りではありません。

第3条(本工事等の申込みの承諾)

当社は、本工事等の申込みがあった時は、受付順にしたがって承諾します。

2. 当社は前項の規定に係らず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者(本工事等の申込みをした者として、以下同じとします。)が、当社の FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス(以下「対象サービス」といいます。)の契約者でないとき

(2) 申込時に虚偽事項を申告したとき。

(3) 申込に係る内容が、第1条第2項に定める条件外であったとき。

(4) 申込者が本工事等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3. 申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第4条(申込内容の変更)

お客様(本工事等の契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)は、第2条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第5条(本工事等の提供等)

当社は、お客様が契約している対象サービスを利用する場所に限り本工事等を行うものとします。

2. 本工事等は、当社が別途指定する工事業者(以下「工事業者」といいます。)が行うものとします。

第6条(本工事等の事前準備等)

お客様は、当社が指定する、本工事等を行うために必要な物品等(以下「物品等」といいます。)を、本工事等が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。

2. 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は第 11

条に準じるものとします。

第7条(本工事等の事前確認)

本工事等を行う日時は、当社又は工事業者とお客様の間で調整のうえ、決定します。

2. 当社は、本工事等の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項についての確認を行うものとします。

- (1) 本工事等の内容、手順
- (2) 本工事等に関するお客様宅及びお客様宅内の物品の損傷の有無
- (3) お客様宅内で本工事等を実施するうえで危険な場所の有無

第8条(本工事等の完了)

工事業者による本工事等に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事等は完了したものとします。

2. お客様が本工事等の完了後明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後14日以内に限り無償で対応するものとします。

第9条(本工事等の中止)

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 工事業者が本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の事由があるとき。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- (2) お客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき

第10条(工事料等)

本工事等の料金(以下「工事料」といいます。)は、別紙に定める通りとします。

2. お客様は、当社設備状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、対象サービスの利用ができない場合であっても、工事料を負担するものとします。

第11条(支払方法)

当社は、お客様に対し、対象サービスに係る利用料請求時に、前条の工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。

2. 前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社がお客様に対して有する工事料の債権(以下「代金債権」という)は、当社から各クレジット会社に譲渡されるものとします。
- (2) 当社並びに各クレジット会社は、前項に基づく代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。

(3)代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

第 12 条(延滞利息)

本工事料(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 13 条(無保証)

当社は、お客様に対する本工事等の提供をもって、お客様による対象サービスの利用を保証するものではありません。

第 14 条(責任の範囲)

当社が本工事等を行うにあたりお客様に損害を与えた場合、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. お客様は、お客様のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。本工事等の提供にあたり当該データ等が滅失した場合であっても、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 15 条(権利義務の譲渡等)

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事等の契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第 16 条(契約の解約)

お客様は、本工事等の契約を解約する場合、当社所定の方法により必要事項を当社に届け出るものとします。

第 17 条(お客様に係る情報の利用)

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本工事等又は当社若しくは協定事業者等の電気通信サービスに係る料金の適用若しくは料金の請求又は本規約その他の当社の契約約款(料金表を含みます。)又は協定事業者等の契約約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本工事等を行うにあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

第 18 条(本規約の内容の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

第 19 条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

この規約は、2010 年 3 月 14 日から適用します。